平成２５年（フ）第４３８号
熊本市南区出仲間６丁目14番43―１号　リッツハウスⅠ―D、前住所熊本市北区下硯川町2117番地２
債務者　内布　祐司
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
青森県黒石市末広145番地６　ホワイトコーポ末広102号
債務者　工藤　悟
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４８８号
大阪市生野区舎利寺２丁目８番25号　舎利寺第一マンション502号室
債務者　北田　猛
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２６号
大阪市西淀川区御幣島１―８―４―205、住民票上の住所大阪市西淀川区佃１丁目３番３号
債務者　吉川　義人
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１００号
大阪府茨木市郡５丁目10番12号　グランディールレーベ302号
債務者　中谷　暢
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５１号
大阪市鶴見区緑１丁目10番14―308号
債務者　永野　誠二
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０３号
大阪市港区弁天５丁目４番12号
債務者　八田紗也香
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１５号
大阪府箕面市白島２丁目17番６号
債務者　三角　友彦
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２０号
大阪府東大阪市衣摺５丁目14番10号　旭ハイツ105号
債務者　綾仁佳津子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３８号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番10―405号
債務者　岸本　健児
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３９号
大阪府吹田市川園町60番６―104号、前住所大阪府吹田市岸部北２丁目30番１号
債務者　田澤　穣
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４０号
大阪市中央区日本橋２丁目８番16―905号
債務者　岡井　仁
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４６号
大阪府八尾市曙町４丁目50番地の１　曙フラッツ101号
債務者　藤本眞奈美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２３号
横浜市西区平沼１丁目19番12―102号
債務者　伊師　直美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４４３号
東京都三鷹市中原３丁目13―２―1011
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４７号
東京都杉並区荻窪１丁目34―２―206
債務者　萎沢　法子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４７０号
東京都葛飾区東立石４丁目45―16―306
債務者　千葉　祐衣（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部